

# 介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和7年1月現在)

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6809-7603 (月～土曜日 午前9時～午後5時)

担当 春山 裕紀

## 2. さくらほうむの概要

### (1) 施設の名称・所在地等

事業所番号	1371215870
事業所名	さくらほうむ
所在地	〒154-0016 東京都世田谷区弦巻3-3-17

### (2) 施設の職員体制

	常勤(非常勤)
管理者	1名
医師(非常勤)	1名以上
機能訓練指導員	1名以上
介護支援専門員	1名以上
生活相談員	1名以上
介護職員	20名以上
看護職員	3名以上
管理栄養士	1名
調理員(委託)	1名以上
事務職員	1名以上

### (3) 施設の整備等の概要

定員	58名	備考	
個室	58室	(1名1室)	機能訓練スペース 1
ショートステイ個室	10室	(1名1室)	共同生活室(食堂) 各ユニット1
ユニット交流室	1室	(2階)	医務室 1
浴室	一般浴槽及び特別浴槽があります。		

## 3. サービス内容

- ①施設サービス計画の作成 ②食事 ③入浴 ④介護 ⑤機能訓練  
⑥生活相談 ⑦健康管理 ⑧特別食の提供 ⑨理美容サービス ⑩行政手続代行  
⑪日常費用支払代行 ⑫趣味活動 ⑬その他 等

#### 4. 利用料金

##### (1) 基本料金

利用料は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるもの（入居生活にかかる費用の1割または2割・3割の金額）と、お客様と施設の契約によって定める食事提供費及び居住費よりなり、お客様の要介護度、お客様負担段階、居室環境の違い等に応じて個々に設定された利用料の額を、表1及び表2に示します。

表1（表内の料金は概算です。参考）

	料金（日額）／1割	料金（日額）／2割	料金（日額）／3割
要介護 1	670 円	1,340 円	2,010 円
要介護 2	740 円	1,480 円	2,220 円
要介護 3	815 円	1,630 円	2,445 円
要介護 4	886 円	1,772 円	2,658 円
要介護 5	955 円	1,910 円	2,865 円
夜勤職員配置加算Ⅱ口（1日）※2	18 円	39 円	59 円
看護体制加算Ⅰ口（1日）※2	4 円	9 円	13 円
日常生活継続支援加算Ⅱ（1日）※2	46 円	100 円	150 円
個別機能訓練加算（1日）	12 円	26 円	39 円
初期加算（1日）※1	33 円	65 円	98 円
療養食加算（1食ごとの算定）	19 円（3食分）	39 円（3食分）	58 円（3食分）
看取り介護体制加算※1	死亡日以前4日以上 30日以下	156 円	313 円
	死亡日の前日及び 前々日	741 円	1,482 円
	死亡日	1,395 円	2,790 円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ （1ヶ月）※2	（利用料+各種加算） ×13.6%	（利用料+各種加算） ×13.6%	（利用料+各種加算）× 13.6%

※1の加算については対象者にのみ1日につき算定いたします。

※2の加算については施設の体制によって算定される加算が変わります。

表2

	居室利用料（1日）	食事提供費（1日）
第1段階	880 円	300 円
第2段階	880 円	390 円
第3段階（1）	1,370 円	650 円
第3段階（2）	1,370 円	1,360 円
第4段階	2,066 円	1,900 円

※ 入居期間中に入院、または外泊した場合の取扱について

介護保険分につきましては、所定の利用料に代えて268円/日（外泊時費用）をご負担いただきます。ただし、1月に6日を限度（月またぎの場合は12日を限度）とし、入院又は外泊の初日及び最終日につきましては、所定の利用料のご負担となります。なお、居住費は徴収させていただくこととしお客様負担段階1～3段階の方につきましては外泊時費用算定期間は通常の負担限度額を、それ以外の期間は2,066円をご負担いただきます。ただし、入院又は外泊期間中に、居室を短期入居生活介護サービスとして供する場合は、居住費は短期入居生活介護のお客様の負担となるため、居住費の徴収は行いません。

## (2) その他の料金

- ①理美容費
- ②その他

上記の他、レクリエーション費用、買物サービスの費用、所持品預かり・保管等はその実費について自己負担となります。

## (3) 基本料金の減免措置

「生計困難者等に対するお客様負担軽減事業」に基づき減免措置を行います。

## (4) 支払い方法

月末の翌月 10 日までに請求、17 日以内に支払い  
○郵便口座自動引き落としとさせていただきます。

## 5. 入退所の手続き

### (1) 入居手続き

- ①要介護 3 以上の認定を受けた方で、入所を希望する方は、世田谷区総合支所保健福祉課に入所調査書をご提出いただきます。
- ②入所が決定した場合、契約を締結しますが、契約の有効期間は要介護認定の機関と同じです。ただし、入所要件が充たされていれば自動的に更新します。

※詳細は生活相談員にお尋ねください。

### (2) 契約の終了について

- ①お客様は、ホームに対して(30 日間の予告期間をおいて)文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ②次の事由に該当した場合、ホームは、お客様に対して、30 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
  - ・お客様のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 14 日以内に支払われない場合
  - ・お客様が、ホームや職員または他の入居者に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合
  - ・やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
- ③お客様が病院または診療所へ入院し、3 ヶ月以内に退院の見込みがない場合は、この契約は終了となります。
- ④お客様の入院期間が長期化しない場合でも、お客様がホームで供与できる範囲を超える医療的管理等などを必要とする状態になった場合は、この契約は終了となります。
- ⑤お客様が要介護認定の更新で非該当(自立)または要支援と認定された場合、若しくは要介護 1・若しくは 2 となり特例入所の対象者とならない場合、在宅生活への復帰の状況が整い次第、この契約は終了します。
- ⑥次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - 1.お客様が他の介護保険施設に入居した場合
  - 2.お客様が死亡した場合、もしくは被保険者資格を喪失した場合

## 6. 当該施設のサービスの特徴等

### (1) 運営方針

お客様のために真心のこもったサービス提供を第一に運営してまいります。

### (2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	
従業員の研修の実施	有	年2回以上実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束の有無	無	廃止計画作成
その他		

### (3) 施設利用のお約束

- ・面会 面会については、最低、週に1度はご家族、入居申込をされた関係者の方をお願いいたします。なお、夜間（19時迄）につきましては、お客様に配慮するため、お控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・外出、外泊 外出、外泊については前日午前11時までにお知らせください。その際に詳細を承ります。ただし3泊以上の外泊については、1週間前まで連絡いただきますようご協力をお願いいたします。外泊については、介護保険の定めによるところにより、1日の負担をしていただく形になります。（246単位に地域定数10.9をかけ1日分の金額を算出する。）
- ・飲酒 入居利用の際、生活相談員・看護職員とのお話し合いによって決めることとします。
- ・喫煙 禁煙とさせていただきます。
- ・宗教活動 当施設内での宗教活動は禁止されています。
- ・金銭・貴重品の管理等 貴重品に関しましては、事務所内における施錠可能な棚にて保管させていただきます。現金に関しましては、原則として持ち込み不可とさせていただきます。

## 7. 緊急時の対応方法

お客様の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

緊急連絡先	①	②
氏名		
住所		
電話番号		
続柄		

※なお、協力病院は、駒沢病院、三宿病院、協力歯科は小森歯科クリニック、デンタルオフィス桜新町です。

## 8. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 災害時に速やかに対応することができるよう、年2回以上の消防訓練が行われています。出勤の全職員が対応する形をとります。  
夜勤帯につきましては、夜勤職員が対応いたします。特に非常時の避難誘導ができるようにしておりますが、適宜所轄消防署のご指導をいただきながら、万全の安全対策を講じます。
- ・ 防災設備 各居室にスプリンクラーの設置など、社会福祉施設設置に必要な防災設備を整えております。
- ・ 防災訓練 年2回以上の訓練を実施
- ・ 防災責任者 山寺 栄之

## 9. サービス内容に関する相談・苦情

### ①当施設のお客様相談・苦情担当

担当（生活相談員） 春山 裕紀 電話：03-6809-7603 FAX：03-6809-7604

### ②その他

当施設以外に区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・ 世田谷区役所 保健福祉サービス相談改善担当係（保健福祉部・調整指導課）  
電話：03-5432-1111（代）
- ・ 東京都社会福祉協議会運営適正化委員会 電話：03-5283-0720
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会介護保険部相談指導課 電話：03-6238-0177

## 10. 法人の概要

名称 法人種別 社会福祉法人 ケアネット  
代表者役職 氏名 理事長 鈴木 裕  
本部所在地・電話番号 〒164-0013  
東京都中野区弥生町 2-42-2  
電話：03-5342-0820

定款の目的に定められた事業

- ①第一種社会福祉事業・・・特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）
- ②第二種社会福祉事業・・・老人デイサービスセンター（通所介護施設）
- ③第二種社会福祉事業・・・老人短期入居事業（老人短期入居施設）
- ④第二種社会福祉事業・・・小規模多機能型居宅介護事業

公益を目的とした事業

- ①地域包括支援センター
- ②居宅介護支援事業

施設名

- ①特別養護老人ホームやよいほうむ
- ②老人デイサービスセンターやよいほうむ
- ③老人デイサービスセンターふじみ苑
- ④老人短期入所施設やよいホーム
- ⑤小規模多機能ホーム倶楽部千代田會館
- ⑥本町地域包括支援センター
- ⑦弥生居宅介護支援事業所
- ⑧東中野居宅介護支援事業所
- ⑨特別養護老人ホームおたきほうむ
- ⑩老人短期入所施設おたきほうむ
- ⑪特別養護老人ホームさくらほうむ
- ⑫老人短期入所施設さくらほうむ

### 11. 提供するサービスの第三者評価

令和2、5、6年度 実施

介護老人福祉施設入居にあたり、お客様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 (事業所番号：1371215870)

所在地 東京都中野区弥生町 2-42-2

名称 社会福祉法人ケアネット

印

説明者 所属 さくらほうむ

氏名 春山 裕紀

印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

お客様 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印

